〃	三十五号	武雄市武雄町大字武雄字永松五八三六番一から佐賀県西松浦郡有田町原明字大湯牟田甲二四七四番二まで
〃	二百二号	唐津市浜玉町渕上字包石七六八番二から佐賀県西松浦郡有田町原明字川ノ口甲一九七三番一まで
〃	二百三号	唐津市養母田字川原屋四七番一から佐賀市日の出二丁目四六番一まで
〃	二百八号	佐賀市諸富町大字徳富字高津搦三九番一から同市南佐賀一丁目二四三番一まで
〃	三十四号	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字俵坂東二二八番一から長崎市江戸町二番二まで
〃	三十五号	佐世保市木原町五二〇番五から同市八幡町五一番一まで
〃	五十七号	島原市湊町四番から長崎市江戸町二番二まで
〃	二百五号	佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字江頭七五三番四まで
〃	三号	山鹿市鹿北町岩野字小栗四一六一番一から水俣市袋字帽子三二一二番一まで
〃	五十七号	阿蘇市波野大字小園字糀ケ原一二九番から宇城市三角町三角浦字首入一一五九番二〇まで
〃	二百八号	熊本市中央区水道町一番一九から荒尾市原万田字浦田八三九番三〇まで
〃	十号	中津市三光佐知字早田九六三番五から大分市大字上戸次字河内谷二五七番一まで
〃	二百十号	日田市大字川下字堺ノ谷七六七番二から大分市大字宮崎字スカワ六七五番一まで
〃	十号	豊後大野市犬飼町久原字ツカカ坂一九三四番一から佐伯市字目大字重岡字檜合野三五八九番四まで
〃	五十七号	大分市大字上戸次字川平三一四番一から竹田市大字小塚字通道一四五三番一まで
〃	十号	宮崎県児湯郡都農町大字川北字中尾一八一一三番一から都城市平塚町四八七〇番まで
〃	二百二十号	宮崎市橘通東三丁目一二五番から串間市大字高松字簾一四六九番まで
〃	十号	延岡市北川町川内名字東梅目山二二〇九番四から宮崎県児湯郡都農町大字川北字中尾一八一一二番一まで
〃	二百二十号	志布志市志布志町夏井字境谷一番から垂水市牛根境字磯四番三まで
〃	二百二十四号	垂水市海潟字新道二六〇五番一から鹿児島市桜島横山町三八番一まで
〃	三号	出水市境町二二二一番から鹿児島市城山町一番一まで
〃	十号	曽於市末吉町字見帰原一二〇五番三から鹿児島市城山町一番一まで
〃	五十八号	鹿児島市山下町五番一から同市名山町一二番一まで
〃	二百二十号	霧島市福山町福山字中磯七四三四番一から同市国分敷根字松崎一四三番一まで
〃	二百二十五号	枕崎市西本町二五六番から鹿児島市城山町一番一まで
〃	二百二十六号	指宿市十二町字柴山四八七番一から鹿児島市城山町一番一まで

(一) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(二) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(三) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(四) 占用の制限の区間　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百一号　伊万里市南波多町府招字大原二〇五三番一から同市南波多町府招字船川二一三五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月二十九日

○北海道開発局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 占用を制限する区域　函館市若松町一六番七から札幌市中央区北一条東一丁目二番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局、同局札幌開発建設部、同局函館開発建設部及び同局小樽開発建設部